

多文化共生のSAITAMAづくり事業委託 仕様書

1 委託業務名

多文化共生のSAITAMAづくり事業委託

2 委託期間

契約日から令和5年2月28日まで

3 目的

県内の外国人住民が増加・多様化する中、地域で生活する身近な外国人を支援する人材を育成し、日本人も外国人も共に暮らしやすい地域づくりを推進する。

4 委託業務の内容

やさしい日本語を使って外国人住民に対する声掛けなど身近な支援ができる人材を育成するための研修開催及び動画配信を行う。

(1) 研修の実施

外国人を支援する人材を発掘し、育成するため研修を実施する。

①開催日時等

- ・ 県東部・県西部・県南部・県北部それぞれの会場で4回開催する。
- ・ 参加者数は、県東部・県西部・県北部の会場で100人、県南部の会場で200人とする。
- ・ 開催時間は各回3時間程度とする。
- ・ 日時、会場等については、県と調整すること。

②内容

次の点を盛り込むこととし、県と調整の上決定する。

(ア) 研修

- ・ 以下について実施すること

研修事項	内容
ボランティアの心得	外国人住民に対するボランティアを行う上で留意すべき事項等について、①支援側の講師及び②被支援側の外国人講師の2名を選定し、講座を実施する。 講座の内容は①NPO法人運営者等による外国人支援の心得、②日本に長く在住する外国人住民の目線からの課題や支援ニーズ、支援人材に対する考え方を学べるものとする。
やさしい日本語	講師を選定し、日本語が得意ではない外国人住民にもわかりやすい「やさしい日本語」を教授する。 具体的な会話を想定したロールプレイを実施する。
市町村による事例発表	開催会場のある地域の市町村に、外国人住民支援の取組の紹介やボランティア情報の提供を実施いただく。 市町村との連絡は県が行うものとする。

(イ) 広報

- ・ 募集チラシを作成する。

- ・デザインは、初回開催分のみ案を2種類作成し、県と協議の上決定すること。2回目以降は初回開催分のデザインを基に作成し、県と協議の上決定すること。
- ・仕様は、以下のとおりとする。
 - 規格：A4 頁数：2ページ 色数：4色刷 刷面：両面
用紙：環境に配慮した用紙の使用に努めること
 - チラシには原則として、以下の事項を記載すること。
 - a 「彩の国 埼玉県」
 - b 埼玉県の県章
 - c コバトンのイラスト+「埼玉県マスコット コバトン」
 - d さいたまっちのイラスト + 「埼玉県マスコット さいたまっち」
- ・印刷物（各回12,000部以上）とともに電子メールにて電子データ（編集可能な形式を含む）を納品すること。印刷物の納品先は以下のとおりとする。
 - 埼玉県国際課：各回200部
 - 埼玉県各地域振興センター（11箇所）：各回100部
 - 市町村：さいたま市・川口市 各回300部、
その他の市 各回200部、町 各回100部、村 各回50部
 - 埼玉県国際交流協会：各回250部

(ウ) 運営・報告等

- ・講師等の選定・依頼、当日の派遣や各種調整、関連資料の作成は、受託者が行うものとする。配布資料は当日までに必要部数を用意すること。また、講師への謝礼（内容は県と協議）を用意すること。
- ・開催前に、県に対し当日の流れや役割分担等の事前の打合せを行い、遅くとも開催1週間前までに県の承認を得ること。その際、次第、進行シナリオ、参加者名簿、関係者役割分担表、会場図、配布資料、アンケートなど関係資料を用意すること（アンケートの質問項目は県が提示する）。
- ・当日の運営、参加者受付、司会進行、講師による講義、質疑応答対応、アンケート実施・回収、写真撮影等必要な業務を行うこと。
- ・特設ホームページで申込みの受付を行うこと。その際には、情報セキュリティの確保、アクセシビリティに留意すること。
- ・研修時に、研修受講者に対して、埼玉県多文化共生ボランティアシステムに登録するよう周知すること。また、令和5年度以降、過年度受講者に対する活動状況について事後調査を行うため、募集時に登録したメールアドレス宛てにアンケートを送る可能性があることを示唆すること。
- ・実施結果は、データ（ワード等）で各回実施後1か月以内に報告すること。実施内容、参加者、アンケート結果、その他履行確認が必要なもの等について記載すること。（様式任意）
- ・実施報告書の著作権は県に帰属するものとする。

(エ) 会場の確保等

- ・研修について会場を確保し、それに伴う費用は受託者が負担すること。

(オ) 参加費用

- ・無料とすること。

③受講者管理

(ア) 修了証の発行

- ・研修受講者に対して外国人を支援できる人材であることが明瞭な名称を付け、認定を行う。名称については県と協議の上決定すること。
- ・修了証としてデジタル認定証及び認定バッジを交付する。仕様は、以下のとおりとする。
 - デジタル認定証：スマートフォン等で簡単に表示できるものとし、ファイル形式はPNGとする。
 - 認定バッジ：日常的に鞆等につけられるものとし、バッジ（800個以上）とともに電子データ（編集可能な形式を含む）を電子メールにて納品すること。
 - デジタル認定証及び認定バッジ：デザインは案を2種類作成し、県と協議の上決定する。埼玉県認定であることがわかるデザインとするため、以下の事項を可能な範囲で掲載することとし、外国人住民等から視認性のあるものとする。
 - a 「彩の国 埼玉県」
 - b 埼玉県の県章
 - c コバトンのイラスト＋「埼玉県マスコット コバトン」
 - d さいたまっちのイラスト＋「埼玉県マスコット さいたまっち」

(イ) 受講者へのアンケート

- ・研修受講者へ終了後にアンケートを行い、回収率は60%以上とする。
- ・アンケート結果については、全回答及び集計結果を県に提出すること。

(2) 研修動画の作成

①用途

- ・上記の研修受講者の復習及び周囲への情報共有のため
- ・県内市町村主催の人材育成研修時の教材として活用するため

②制作方針

- ・外国人支援ボランティアを新たに始めようとする個人に対して、外国人住民支援の重要性や誰でも取り組める活動であることが分かりやすく伝わる内容とするとともに、興味を引く工夫を施したものとする。
- ・十分に県及び取材をする場合は取材対象者と連携をとり、定められた予算の中で、最大限目的を達成できるものとする。

③業務内容

(ア) 企画立案

- ・以下の条件に基づき、企画立案をすること。

映像素材	著作権に配慮し、撮影を行うこと。 外国人住民へのインタビューも撮影すること。
尺	【1】ボランティアの心得（15分程度） 外国人住民に対するボランティアを行う上で留意すべき事項等。①外国人支援の心得、②外国人住民の目線からの課題や支援ニーズ、支援人材に対する考え方を学べるものとする。

	<p>【2】 やさしい日本語（30～40分程度） 外国人にもわかりやすいやさしい日本語を教授する。</p> <p>【3】 紹介動画（30秒から1分程度） 研修動画紹介のための動画を併せて制作する。</p>
メニュー画面	全編再生だけでなく、動画をパートごとに再生できるよう、メニュー画面を作成すること。
テロップ	講座やインタビュー場面などに適宜テロップを使用すること。
ナレーション	映像の趣旨を理解する上で必要なナレーションを挿入すること、
BGM	動画にあわせたBGMを挿入すること。
使用期限	使用期限を定めない。
規格	一般的な家庭用DVDプレイヤーやDVDドライブ付きパソコンなど幅広い機器で再生可能な規格とすること。 また、ファイル形式はYoutube等に掲載可能なものとすること
その他特記事項	外国人住民支援ボランティアの撮影や関係者等へのインタビューを撮影する場合は、事前に県あてに協議を行うこと。

- ・なお、新型コロナウイルスの感染拡大等により、活動を休止している団体もあることから、過去に自社で撮影した映像素材を有する場合は、県と協議の上で使用することができる。
- ・編集した動画案制作後の校正は、3回以内とする。
- ・受託者は県への業務進捗状況の報告、または意見交換を主な内容とした打ち合わせを2回以上行うこと。
- ・受託者は、納品後に成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に放映できない場合は、正常に放映できる状態まで対応すること。

(イ) 成果物

- ・完成した成果物は、直ちに納品すること。また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること

④成果物

- ・完成した成果物は直ちに納品すること。
- ・提出先は、 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県 県民生活部国際課 多文化共生担当 とする。

DVD (130枚)	一般的な家庭用プレイヤーで再生ができ、またDVDドライブ付パソコンで複製が可能な形式にすること。 DVDの盤面にタイトル等を印刷するとともに、ケースにはタイトルや動画の概要が分かる画像や文章を記載したジャケットを装着すること。
---------------	--

5 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを

使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

6 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。

4 業務報告

事業成果を整理し報告書にまとめ、令和5年2月28日までに提出する。

5 留意事項

- (1) 本年度策定予定の日本語学習に関する本県の基本方針に沿って事業を実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、双方協議の上、決定すること。